

平成 23 年度 富岡看護専門学校自己点検・自己評価

1. 自己点検・自己評価についての取り組み

専修学校における自己点検・自己評価は学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年文部科学省令第 34 号）」が平成 19 年 10 月 30 日に公布、その後施行となった。

改正法による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 42 条の規定により、「学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」とされ、専修学校の位置づけにある看護師養成所にも適応された。

そこで当校においても厚生労働省の指針である「看護教育自己評価指針」評価一覧を基に評価する必要性があったが、その段階では準備が整わなかった。しかし、平成 22 年の改正カリキュラムスタートと同時に自己点検・自己評価の会議を立ち上げる事となった。

校長を委員長とし、管理職が委員となり、看護師養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会（平成 15 年 7 月 25 日）の「看護等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」を基に点検項目を概観した。その結果、まず学生による授業評価を実施することが決められ、評価表の検討、後に授業終了時には評価が実施された。

平成 23 年 3 月 29 日 「看護師等養成所の運営に関する指導要領についての一部改正」が行われ、第 8 条 4 項に「養成所は、教育活動その他の養成所の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること」と追加された。

これを機に当校においても自己点検・自己評価の機能を強化するために専任教員を委員に加え、組織の再編成を以下の通り行った。

委員長：学校長

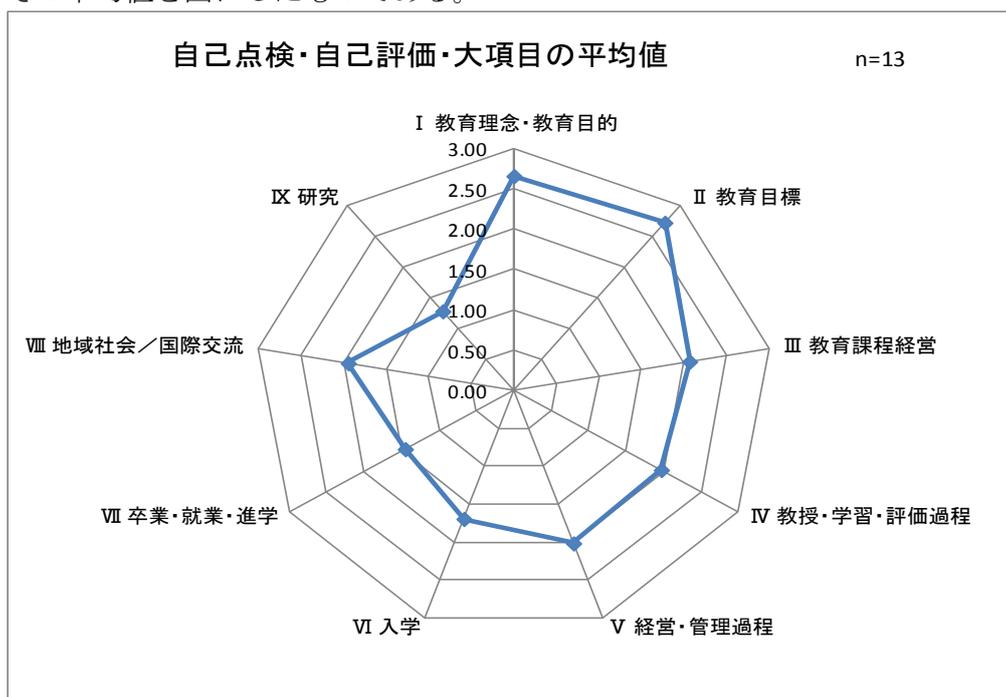
副委員長：事務長、教務主任

書記：庶務係長

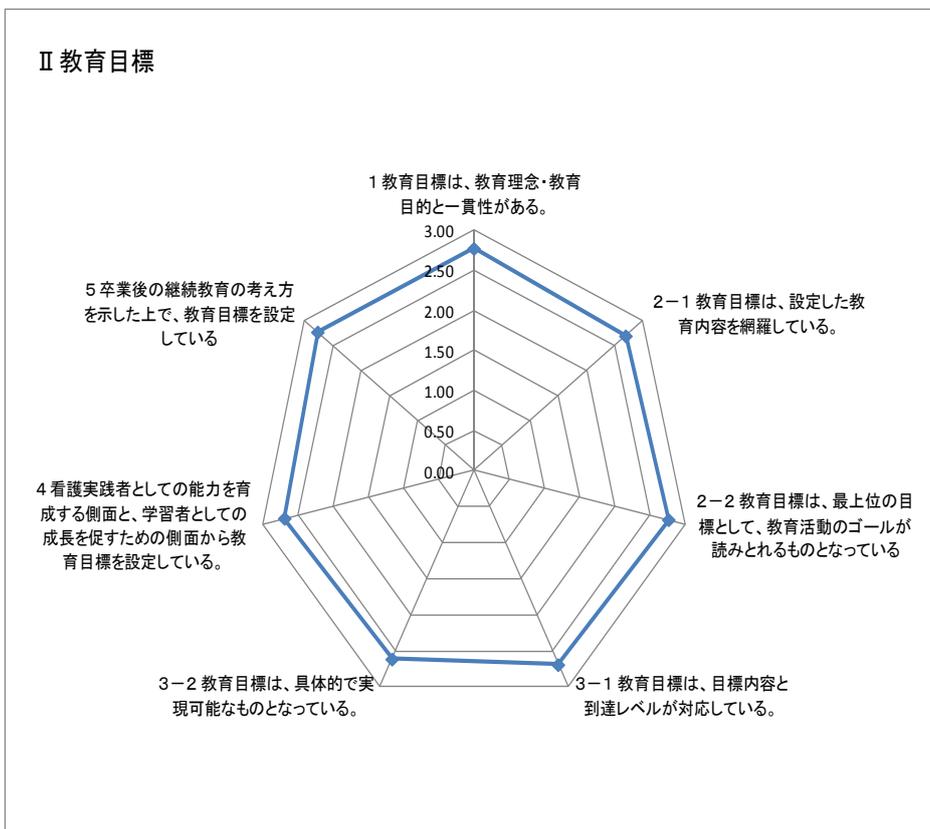
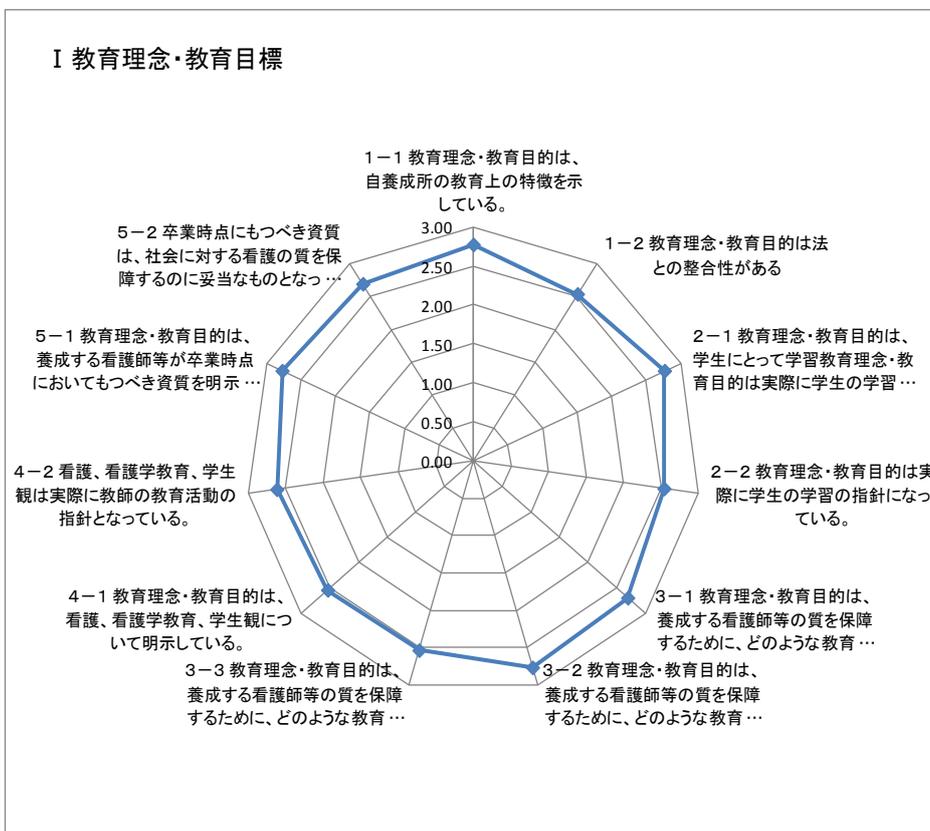
委員：学務主事、専任教員

2. 自己点検・自己評価結果（平成 23 年 10 月 28 日実施）

平成 23 年 9 月の会議で「看護教育自己評価指針」（看護教育問題研究会監修, 第 1 版）点検（評価内容）一覧を基にそれぞれの点検項目（125）を 13 名の委員により点検した。以下は大項目（I～IX）毎にその平均値を図にしたものである。



以上の結果から、「Ⅰ教育理念・教育目的」「Ⅱ教育目標」の値は2.5以上の高値であったが、「Ⅶ卒業・就業・進学」、「Ⅸ研究」は1.5以下の低値であった。高値である「Ⅰ教育理念・教育目的」の点検項目（小項目）の結果は下記のレーダーチャートの通りである。



また、低値である「Ⅶ卒業・就業・進学」「Ⅸ研究」の点検項目（小項目）の結果は下記のレーダーチャートの通りであり、特に低値(1.5以下)を示した小項目は以下の通りであった。

「Ⅶ卒業・就業・進学」について

2-1 卒業時の到達状況を分析している。

3-1 卒業生の就業先での評価を把握し、問題を明確にしている。

4-1 卒業生の活動状況を把握し、統計的に整理している。

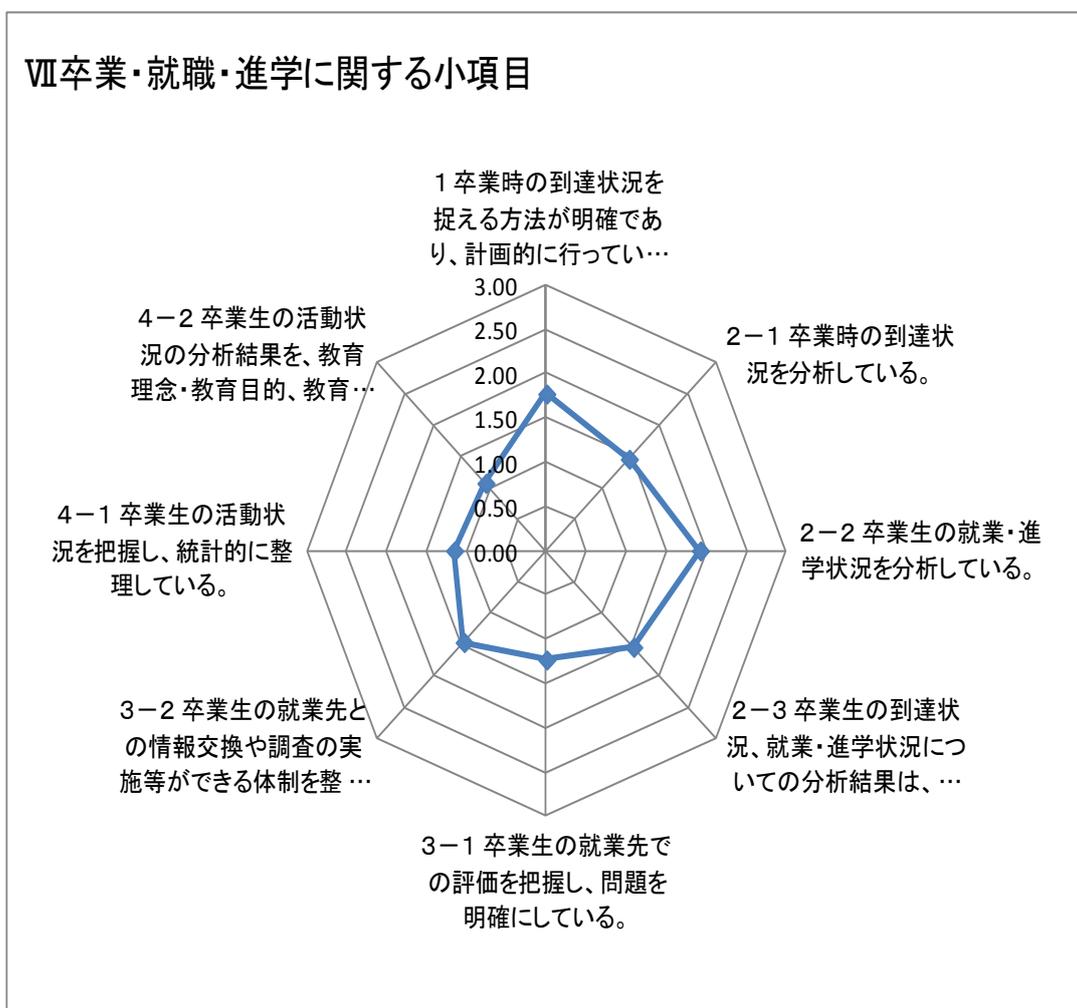
4-2 卒業生の活動状況の分析結果を、教育理念・教育目的、教育目標、授業の展開に活用している。

「Ⅸ研究」について

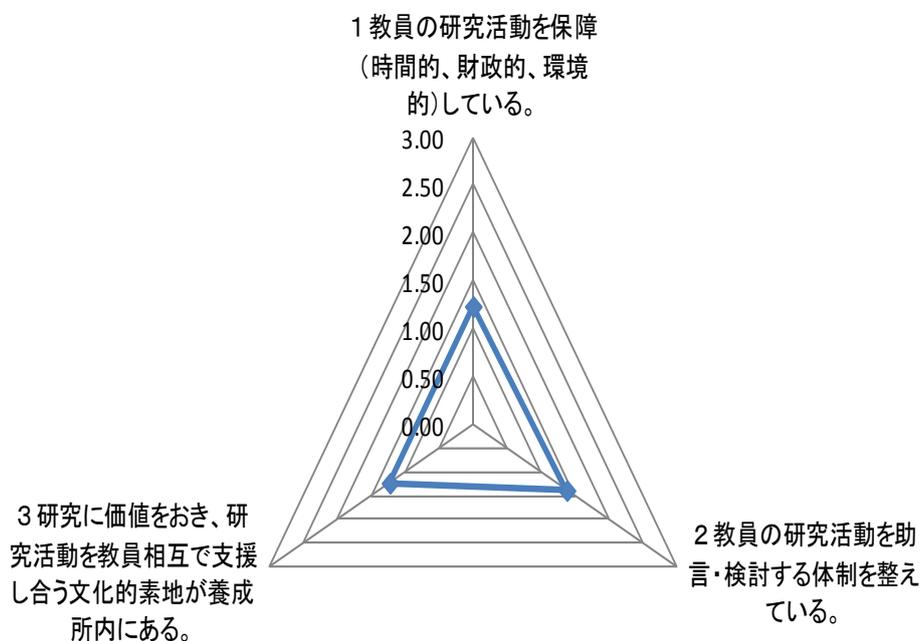
1. 教員の研究活動を保障（時間的、財政的、環境的）している。

2. 教員の研究活動を助言・検討する体制を整えている。

3. 研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援し合う文化的素地が養成所内にある。



Ⅸ研究に関する小項目



3. 今後の課題

今回点検した結果、特に低値であった「Ⅶ卒業・就業・進学」、「Ⅸ研究」の2項目を当校の課題として取り組む必要がある。同時にこれらを改善していく為には、年度毎に重点目標を掲げ、組織として段階的に取り組んでいく必要がある。

【課題】

- 1) 卒業時の到達状況の分析
- 2) 卒業生の就業先での評価の把握・問題の明確化
- 3) 卒業生の活動状況の把握・統計的な整理
- 4) 卒業生の活動状況の分析、その結果を教育理念・教育目的、教育目標、授業展開に活用
- 5) 教員の研究活動の保障（時間的、財政的、環境的）
- 6) 教員の研究活動を助言・検討する体制の整備
- 7) 研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援し合う文化的素地の醸成

【平成 24 年度の重点目標】

- 1) 卒業時の到達状況の分析
- 2) 卒業生の動向を把握し上記 2)、3)を明らかにする。